

# 毎月19日は、 「かがわ育児の日」



## かがわ出会い応援団助成事業募集要項

### 1 趣旨

かがわ子育て支援県民会議(以下「県民会議」という。)では、県内の企業や関係団体と協力して、社会全体で子育て家庭を支える気運の醸成に努めています。

しかしながら、平成 21 年の香川県の出生数は過去最低となるなど、少子化の傾向は続いており、子どもの健やかな成長や、地域の社会・経済への影響が懸念されています。少子化の原因としては、未婚化や晩婚化がありますが、こうした未婚化・晩婚化の傾向を食い止め、結婚を支援する気運を醸成することが求められています。

そこで、県民会議では、地方公共団体やNPO、企業、任意団体等(以下「団体等」という。)に対して、若者に出会いの場を提供するなど、県内で結婚を応援する取り組みを推進する具体的な事業の提案を求めます。

ご提案いただいた事業内容について、審査により採用された団体等に助成を決定します。

県民会議では、団体等との連携・協働により、従来の行政施策ではできないような自由で柔軟な発想による事業を展開することで、効果的な次世代育成支援対策の推進を図っていきます。

### 2 助成事業の内容

団体等が主体となり実施する、若者に出会いの場を提供するなど、県内で結婚を応援する取り組みの推進を事業の対象とします。ただし、個人に金銭給付を行い、又は個人の負担を直接的に軽減する事業は対象としません。また、本事業で知り得た個人情報の本事業以外に使用することは認めておりませんので、他社への提供や自社での活動等に使用しないでください。

### 3 応募資格

原則として、次の基準を満たす団体とします。

- (1) 県内に主たる事務所があり、原則として1年以上の活動実績があること。
- (2) 5人以上の構成員があること。
- (3) 専従職員(有給又は無給の別は問わない。)がいること。または、常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (5) 特定の公職者(その候補者を含む)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (6) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にあるものではないこと。

### 4 事業予算額

事業の予算額は、消費税込みで1事業300千円以内とします。採択事業数は予算の範囲内とします。助成が決定した団体と別途協議のうえ、助成金額を決定します。

### 5 事業実施期間

助成決定の日から原則として平成24年3月16日までとします。

## 6 応募期限及び方法

### (1) 応募期間

平成23年6月30日(木)まで(必着)とします。

### (2) 提出書類

次の書類を提出してください。

ア かがわ出会い応援団助成事業応募書(様式1)

イ かがわ出会い応援団助成事業企画提案書(様式2)

ウ 団体調書(様式3)(地方公共団体は必要なし)

エ 定款又はこれに代わるものの写し(地方公共団体は必要なし)

オ 前年度の事業報告書(任意団体は、これに代わるものでも可)

カ 前年度の収支計算書、及び貸借対照表又は財産目録(任意団体は、これに代わるものでも可)

キ 役員・職員名簿(本事業に関係する者)(様式4)

ク 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面(様式5)(任意団体に限る。)

ケ 団体目的等についての確認書(様式6)(任意団体に限る。)

\* この募集要項(応募用紙)は、県子育て支援課のホームページおよび「かがわ子育て支援県民会議」のホームページから閲覧及びダウンロードできます。

◆県子育て支援課「<http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/shoshi/>」

◆かがわ子育て支援県民会議「<http://kagawa-kosodate.com/kenmin/>」

### (3) 応募方法

下記応募先に郵送または持参してください。

応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

なお、提出された書類は、返還しませんのでご了承ください。

### (4) 問合せ及び応募先

かがわ子育て支援県民会議事務局「かがわ出会い応援団助成事業」係(月～金 9:30～17:00)  
(NPO法人わははネット 内)

〒760-0042 高松市大工町1-4

電話 087-822-5589

FAX 087-816-5582

e-mail info@npo-wahaha.net

## 7 助成先の決定

### (1) 選考方法

助成先は、第1次審査(書類審査)、第2次審査を経て決定します。

第2次審査は、県民会議審査委員会でのヒアリング等を予定しています。

### (2) 審査基準

審査基準は以下のとおりです。

#### ① 第1次審査

審査項目	評価内容
応募資格	・応募資格を満たしているか
企画趣旨	・企画提案の記載内容が具体的かつ明瞭か
事業効果	・事業実施による効果が期待できるか
実現可能性	・提案は実現可能か(方法、期間、人的資源、活動実績等)

事業費	・経費の積算は概ね妥当か、予算の範囲内か
-----	----------------------

② 第2次審査

審査項目	評価内容
公益性	目的が明確かつ妥当で、課題解決が図れ、その成果が県民の結婚を支援する気運の醸成に寄与するか
業務遂行体制	・業務の遂行に必要な人員を配置し、実施体制が十分か ・効果的な事業実施に資する技術、ノウハウがあるか ・安定した経営基盤と十分な管理能力を有しているか
提案内容	・具体性があり、実現可能な計画になっているか ・手法は的確か、法令等の問題はないか ・経費の積算は妥当か ・独創性があるか ・事業効果が期待できるか ・事業を実施することにより、各団体とかがわ子育て支援県民会議双方の目的を達成することができ、かつ相乗効果を得られることが期待できるか
ヒアリング等	・提案内容に具体性があるか ・事業実施に熱意があるか

## 8 助成決定の通知

助成先に決定した団体等(以下「事業者」とします。)あてに県民会議より助成決定通知します。

- (1) 助成決定の前に、提案を基に県民会議事務局と打ち合わせを行います。その際、協議のうえで提案内容を一部変更する場合があります。
- (2) 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費(旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、広告費、賃借料、諸謝金、保険料、雑費、人件費(直接経費)等)で、領収書等で確認できるものが対象となります。

また、「9 事業報告」のとおり、事業の成果をまとめて、提出していただきますので、その経費を計上してください。

なお、事業者による会合等の飲食費や定期会報の発行、本事業と直接関係のない人件費、備品の購入など団体の財産取得となる経費は原則として認めません。また、予算の費目間の流用は原則として認めません。

費目	内容
人件費 (直接経費)	行事当日のアルバイトスタッフの賃金 <u>事務局(補助団体スタッフ)の人件費は対象外とする</u>
謝金	講師を依頼する場合の謝金等(適正価格か事務局と事前に要相談)
旅費交通費	行事等のボランティアスタッフの交通費(実費相当)、講師交通費等
消耗品費	講師弁当・お茶代、必要な事務用消耗品 <u>備品(パソコンなど)は対象外とする</u>
印刷製本費	チラシ・ポスター作成費等
広告費	広告掲載料等
通信運搬費	郵送料等

保険料	行事保険に加入する場合の保険料等
賃借料	会場使用料、用具のレンタル料等
<p>対象外経費・個人に金銭給付を行い、又は個人の負担を直接的に軽減する経費  ・飲食・宿泊費等が発生する場合の経費  その他 ※上記の対象外経費に記載している経費については、参加者から実費相当額を徴収する等してください  ※審査会等で経費内訳を確認後、対象外とすることがあります</p>	

- (3) 助成金の支払いは、原則として事業完了後の精算払としますが、事業者の状況によって事前に概算払することができるものとします。
- (4) 事業者は、県民会議の承認を得ずにその業務を他者に再委託することはできません。

## 9 事業報告

事業者には、実績報告を業務完了後10日以内に提出していただく予定です。  
なお、必要があると思われる場合は、事業実施期間中に、実施状況をお伺いすることもあります。  
また、県民会議運営委員会等で実施状況や成果等についてご報告いただく場合があります。  
事業実施経費については収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

## 10 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果は、ホームページなどを通じて広く公表します。

## 11 かがわ出合い応援団助成事業実施スケジュール

平成23年6月	募集開始(6日) 募集締切(30日)
平成23年7月	審査(県民会議審査委員会)(7月上旬ごろ) 助成の決定、事業開始
平成24年3月16日	事業者から実績報告

## かがわ出会い応援団助成事業募集に関するQ&A

Q1 かがわ子育て支援県民会議との役割分担とは？

A1 経費負担のほか、かがわ子育て県民会議ホームページおよび、かがわ出会い応援団のホームページなどを活用したPR、マスコミへのリリースなどへの助言、協力などが考えられます。事業実施にあたっての協議段階で適宜より効果的に実施できるよう必要に応じて助言を行います。

Q2 参加費や収入を得てもよいか？

A2 適正な金額を設定し、事業による収入を得ることは構いませんが、営利を目的とする事業は対象外であるため、収入については提案事業の経費に充てることが前提となります。

Q3 飲食代やゲームの景品代に助成金を充ててもよいか？

A3 若者の出会いの場(パーティ、イベント、ツアー)などを開催する際に、飲食やゲーム等を実施が考えられますが、飲食やゲームの景品等に係る費用は対象経費となりません。参加者の負担金等を充てるようにしてください。

Q4 二次審査に都合が悪くて出席できない場合は？

A4 書類選考で選定された団体が二次審査に出席できない場合には辞退とみなします。

Q5 他団体と連携して実施することは可能か？

A5 主たる実施団体を決め、実施管理責任を明確にした上で(主たる団体名で応募)他団体と連携して実施することは可能です。事業の目的を実施するために必要な機関であれば積極的に連携して実施することを推奨します。

Q6 複数の事業を提案することは可能か？

A6 1団体1提案に限ります。

Q7 他の公募事業と合わせての提案は可能か？

A7 かがわ子育て支援県民会議かがわ出会い応援団助成事業以外の助成団体や公的資金が使われて

いる事業との合同での開催は不可とします。